

添付法令資料 2 :

韓国国税徴収法 (目次)

2016 年 12 月 20 日法律第 14383 号により一部改正 2017 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条の 4)
- 第 2 章 徴収
  - 第 1 節 徴収手続 (第 8 条ないし第 14 条)
  - 第 2 節 徴収猶予 (第 15 条ないし第 20 条)
  - 第 3 節 督促 (第 21 条ないし第 23 条の 2)
- 第 3 章 滞納処分
  - 第 1 節 滞納処分の手続 (第 24 条ないし第 30 条の 2)
  - 第 2 節 差押え禁止財産 (第 31 条ないし第 33 条の 3)
  - 第 3 節 滞納処分の効力 (第 34 条ないし第 37 条)
  - 第 4 節 動産及び有価証券の差押え (第 38 条ないし第 40 条)
  - 第 5 節 債権の差押え (第 41 条ないし第 44 条)
  - 第 6 節 不動産等の差押え (第 45 条ないし第 50 条)
  - 第 7 節 無体財産権等の差押え (第 51 条及び第 52 条)
  - 第 8 節 差押えの解除 (第 53 条ないし第 55 条)
  - 第 9 節 交付請求及び参加差押え (第 56 条ないし第 60 条)
  - 第 10 節 差押え財産の売却 (第 61 条ないし第 79 条)
  - 第 11 節 清算 (第 80 条ないし第 84 条)
  - 第 12 節 滞納処分の中止及び猶予 (第 85 条ないし第 88 条)
- 附則